

第 6510 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 8月 28日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 資産の取得とされるリース取引

Q : リースでも売買取引として取り扱われるものがあるそうですが、どのような取扱いになっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

リースについて、税務では、資産の賃貸借契約のうち次の要件を満たすものを「リース取引」として、特別の取扱いを定めています。

- ①リース契約がリース期間の途中で解除できないもの又はこれに準ずるもの
- ②資産の賃借人がその資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受し、かつその資産の使用にかかる費用を実質的に負担するもの
そして、リース取引のうち、次のいずれかに該当するものは、その経済的実質から、リース物件の引渡しの時に売買が行われたものとして取扱うこととしています。
- ①リース期間終了時又はリース期間の途中でそのリース資産が無償又は名目的な対価で賃借人に譲渡されるもの
- ②賃借人に対しリース期間終了時又はリース期間の途中でリース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているもの
- ③リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中その賃借人においてのみ使用されると見込まれるもの又はリース資産の識別が困難であると認められるもの
- ④リース期間がリース資産の法定耐用年数と比べて相当の差異があり、法人税又は所得税の負担が著しく軽減されると認められるもの

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

